

第35期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時

令和3年8月26日（木曜日）
午前10時

場所

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿
グランドコンファレンスセンター

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

ファーマライズホールディングス株式会社

証券コード：2796

【ご来場自粛のお願い】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当日の会場へのご来場はお控えいただき、議決権行使書にて事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- 会場内は席の間隔を十分に取って設営するため、座席数に限りがございます。そのため、満席となった場合には、入場をお断りする可能性がございますので予めご了承ください。
- 株主総会の運営も最小限の体制とし、議事は例年より時間を短縮して行う予定です。
- お土産のご用意はございません。
株主の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

目次

- 定時株主総会招集ご通知 1
- 事業報告 2
- 連結計算書類 26
- 計算書類 28
- 監査報告書 30
- 株主総会参考書類 36
- 株主総会会場ご案内図 末尾

証券コード2796
令和3年8月6日

株主各位

東京都中野区中央1丁目38番1号
ファーマライズホールディングス株式会社
代表取締役社長 秋山 昌之

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記の通り開催いたします。

株主の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会場へのご来場は極力お控えいただき、書面による議決権行使をしていただくことを、強くご推奨申し上げます。

なお、書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、**同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年8月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 令和3年8月26日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第35期（令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.pharmarise.com/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.pharmarise.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

## 添付書類

## 事業報告

第35期（令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和2年6月1日～令和3年5月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが増加しているとみられています。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、持ち直して行くことが期待されていますが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある状況です。

調剤薬局業界におきましては、医療費抑制等の社会的要請を背景に、引き続き後発医薬品の使用拡大及びセルフメディケーションに対する取組み強化、並びに厚生労働省の発表した「患者のための薬局ビジョン」への対応が求められるとともに、令和元年12月4日には5年ぶりとなる「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）の改正がありました（令和2年9月1日一部施行）。主な変更内容としては、薬剤師による継続的な薬剤使用状況の把握・服薬指導義務の法制化、テレビ電話等による服薬指導の導入、添付文書の電子的提供の原則化、地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の導入等となります。

そして、周辺業種からの参入により競争が激化すると同時に、平成30年4月及び令和2年4月の診療報酬・薬価改定、令和3年4月の薬価改定の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、更なる経営努力が求められる事業環境となっております。

こうしたなか、当社グループは平成30年11月8日に「中期経営計画 S F G（Steps for Future Growth）2021～成長を目指した経営基盤の構築」（以下、「中期経営計画」といいます）を公表いたしました。引き続き、①調剤薬局事業における競争力の強化及び新規出店並びにM&Aの加速、②物販事業の拡大及び収益性の向上、③業務手法とグループ組織構造の見直しによる収益構造の改善を推進しております。

当社グループは、本計画に基づき競争力の強化を行うための高齢者に対する健康寿命延伸プログラムとして「継続支援プログラム」「ヘルシーライフアドバイザー」を推進する等の他、従来からの地域医療（在宅医療及び施設調剤）、後発医薬品使用拡大及び電子お薬手帳の普及・推進、また、セルフメディケーションへの対応や健康保険制度外事業の拡大等についても継続的に推進してまいりました。

当連結会計年度における業績は、売上高52,324百万円（前年同期比2.5%増）、営業利益1,246百万円（前年同期比20.4%増）、経常利益1,288百万円（前年同期比25.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は426百万円（前年同期比26.2%減）となりました。

売上高につきましては、令和元年10月1日付けで連結子会社化した株式会社メディカルフロント、令和2年3月1日付けで連結子会社化した株式会社ヘルシーワーク、令和2年3月31日付けで取得した株式会社ウィーク及び令和2年4月1日付けで取得した有限会社サン・メディカルが増収に寄与し、令和2年4月の薬価改定の影響や、新型コロナウイルス感染症の影響による処方せん枚数の減少、不採算店舗の閉局・閉店の影響があるものの、前年同期比2.5%の増収となりました。

利益面においても、新たな連結子会社が加わったことに加え、売上原価の抑制効果、販管費のコントロールによる経費削減の効果等を主な要因として、営業利益は前年同期比20.4%増益、経常利益については前年同期比25.9%増益となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期に法人税等調整額△231百万円を計上していたこと等により前年同期比減益となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(調剤薬局事業)

当連結会計年度における調剤薬局店舗は8店舗増加、4店舗減少で、当連結会計年度末時点において当社グループが運営する店舗数は298店舗となりました。増加した店舗は、ファーマライズ株式会社の新規開局の東京都2店舗、神奈川県1店舗、大阪府1店舗、沖縄県1店舗、株式会社ヘルシーワークの新規開局の奈良県1店舗、及び、有限会社サン・メディカルの新規取得の千葉県1店舗、新規開局の石川県1店舗であります。

薬局運営面につきましては、選ばれる「かかりつけ薬局」となるために、①地域医療（在宅医療及び施設調剤）の実施、②後発医薬品推進、③患者情報の一元管理や重複投与・飲み合わせ・残薬確認強化の観点から電子お薬手帳「ポケットファーマシー」の利用促進、④24時間対応に向けた取組みを継続しております。また、一般用医薬品や健康食品等のセルフメディケーション関連商品の販売及び健康支援プログラムの推進等を実施するセルフメディケーション・サポート店舗の展開に対する取組みも、継続的に推進しております。

また、薬機法改正の薬剤師による継続的な薬剤使用状況の把握・服薬指導義務の法制化、テレビ電話等による服薬指導の導入についても、当社グループで開発している電子お薬手帳に実装している服薬フォロー機能、オンライン服薬指導アプリのポケットミーティングで対応が可能となっており実績も増えてきております。更に、当社グループでも、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定取得に向け準備を進めるとともに、現行でも注力しております健康サポート薬局においても引き続き対応をしていく予定です。

当連結会計年度における調剤薬局事業の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響による処方せん枚数の減少等の影響もありましたが、新たな事業会社が連結子会社化したこと等もあり、売上高は42,530百万円（前年同期比5.2%増）と増収に、セグメント利益は1,444百万円（前年同期比9.1%増）と増益になりました。

#### （物販事業）

物販事業の主な内容は、ファーマライズ株式会社によるドラッグストア等の運営事業及び化粧品等販売事業、並びにコンビニエンスストアの運営事業であります。

本事業における当連結会計年度の業績は、売上高は7,963百万円（前年同期比9.7%減）、セグメント損失は42百万円（前年同期はセグメント損失136百万円）となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、不採算店舗の閉店や経費削減により、採算の改善が図られてきていることによるものです。

なお、当連結会計年度における調剤を併設しない本セグメントの店舗数は3店舗増加、2店舗減少で、当連結会計年度末時点において当グループが運営する店舗数は49店舗となりました。

#### （医学資料保管・管理事業）

医学資料保管・管理事業は、調剤薬局事業の周辺業務として、株式会社寿データバンクが手掛ける紙カルテやレントゲンフィルム等の保管・管理事業であります。現時点では医学資料の保管・管理に対する需要は継続的に発生しておりますが、保管年数の短縮化等、経費削減の動きが徐々に発生してきており、新規需要の獲得に向け積極的な営業活動を展開しております。

このような環境下、当連結会計年度における業績は、売上高は622百万円（前年同期比6.8%減）、セグメント利益は64百万円（前年同期比11.7%減）となりました。

#### （医療モール経営事業）

医療モール経営事業は、ファーマライズ株式会社がJR札幌駅内の「JRタワーオフィスプラザさっぽろ」で運営している医療モールに係る事業です。

医療モール経営事業における当連結会計年度の業績は、売上高は491百万円（前年同期比2.8%減）、セグメント利益は60百万円（前年同期比18.0%減）となりました。

#### （その他）

その他の事業の主な内容は、①株式会社ミュートスで行っている製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業等、②株式会社メディカルフロントで行っている医療関連ITソリューション事業等、③株式会社レイケアセンターによる人材派遣事業、④株式会社ウィークによる有料職業紹介事業並びに製薬企業向けプロモーション資材の企画販売事業等であります。

その他の事業における当連結会計年度の業績は、売上高は716百万円（前年同期比14.8%増）、セグメント利益は40百万円（前年同期はセグメント損失6百万円）となりました。

(2) 主要な事業内容（令和3年5月31日現在）

| 事業部門        | 事業内容                                                   |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 調剤薬局事業      | 医療機関の発行する処方せんに基づき一般患者に医薬品の調剤を行う調剤薬局を経営                 |
| 物販事業        | コンビニエンスストア及びドラッグストア等による、OTCや化粧品等、調剤薬品以外の物品販売事業         |
| 医学資料保管・管理事業 | 紙カルテやレントゲンフィルム等医学資料の保管・管理事業                            |
| 医療モール経営事業   | 診療科目が異なる複数の診療所と調剤薬局を一つの建物・敷地に集約した施設（医療モール）の経営          |
| その他         | 製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業、医療関連ITソリューション事業、有料職業紹介・人材派遣事業等 |

## (3) 主要な事業所並びに使用人の状況（令和3年5月31日現在）

## ① 主要な事業所

イ. 本 社 東京都中野区中央1丁目38番1号

ロ. 店 舗 調剤薬局事業に係る店舗 298店舗

地域別の店舗の設置状況は、次のとおりであります。

|         |      |         |      |
|---------|------|---------|------|
| 北 海 道   | 45 店 | 福 井 県   | 7 店  |
| 宮 城 県   | 10 店 | 山 梨 県   | 1 店  |
| 秋 田 県   | 2 店  | 岐 阜 県   | 2 店  |
| 山 形 県   | 1 店  | 静 岡 県   | 13 店 |
| 福 島 県   | 11 店 | 愛 知 県   | 13 店 |
| 茨 城 県   | 3 店  | 三 重 県   | 9 店  |
| 栃 木 県   | 1 店  | 滋 賀 県   | 3 店  |
| 群 馬 県   | 7 店  | 京 都 府   | 8 店  |
| 埼 玉 県   | 7 店  | 大 阪 府   | 46 店 |
| 千 葉 県   | 6 店  | 兵 庫 県   | 17 店 |
| 東 京 都   | 32 店 | 奈 良 県   | 4 店  |
| 神 奈 川 県 | 8 店  | 和 歌 山 県 | 4 店  |
| 新 潟 県   | 15 店 | 長 崎 県   | 6 店  |
| 富 山 県   | 4 店  | 宮 崎 県   | 1 店  |
| 石 川 県   | 6 店  | 沖 縄 県   | 6 店  |

(注) 上記店舗数には、物販事業併設店舗12店舗が含まれております。

物販事業に係る店舗 49店舗

地域別の店舗の設置状況は、次のとおりであります。

|         |      |       |      |
|---------|------|-------|------|
| 北 海 道   | 1 店  | 石 川 県 | 1 店  |
| 千 葉 県   | 3 店  | 静 岡 県 | 1 店  |
| 東 京 都   | 16 店 | 京 都 府 | 4 店  |
| 神 奈 川 県 | 5 店  | 大 阪 府 | 18 店 |

ハ. 研究所 ファーマライズ医薬情報研究所（東京都文京区 ファーマライズ薬局文京店の2階）

② 使用人の状況

| 従業員数（名）    | 前連結会計年度末比増減（名） | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------|----------------|--------|--------|
| 1,546（404） | △9（+8）         | 39歳8ヶ月 | 7年6ヶ月  |

- （注）1. 上記は連結従業員数であります。また、従業員数の（外書）は臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。  
 2. 令和3年5月31日現在の当社の従業員数は、33名（出向者除く。）であります。  
 3. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(4) 主要な借入先及び借入額（令和3年5月31日現在）

| 借入先              | 借入金残高    |
|------------------|----------|
| （株）みずほ銀行         | 2,893百万円 |
| （株）横浜銀行          | 1,639百万円 |
| （株）三井住友銀行        | 1,596百万円 |
| A G 2号投資事業有限責任組合 | 1,482百万円 |
| （株）商工組合中央金庫      | 627百万円   |

（注）上記借入金残高には、社債未償還残高を含めております。

(5) 資金調達、設備投資等

① 資金調達

当連結会計年度中は、銀行等より長期借入金25億円の資金調達を行っております。

② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は、6億円であり、その主たるものは、新規出店や店舗の改装に係る費用等（差入保証金等を含む。）であります。

なお、上記の設備投資の実施額には、グループ全体において行った新規出店や店舗改装に係るものを含んでおります。



## (6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分                                  | 第32期   | 第33期   | 第34期   | 第35期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|-------------------|
| 売 上 高                                | 54,562 | 51,728 | 51,030 | 52,324            |
| 経 常 利 益                              | 1,092  | 590    | 1,023  | 1,288             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | △28    | 23     | 577    | 426               |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)           | △3円19銭 | 2円55銭  | 61円11銭 | 45円83銭            |
| 総 資 産                                | 24,265 | 24,217 | 25,206 | 24,724            |
| 純 資 産                                | 5,624  | 5,619  | 5,946  | 6,331             |

(注) 1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。

## (7) 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容      |
|-------------------|-------|----------|--------------|
| フ ァ ー マ ラ イ ズ (株) | 10百万円 | 100.0%   | 調剤薬局の経営、物販事業 |

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社を含む10社であります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はございません。

## (8) 対処すべき課題

### ① 規模の拡大と積極的な新規出店

規模の拡大を目的として、新規出店に関しては、従来からの新規出店に関する情報入手ルート他、新たなルートを開拓することを営業上の課題と認識しております。また、当社グループは、既存の店舗網を更に充実させ、かかりつけ薬局として地域医療に貢献していくためにもドミナント展開を強化してまいります。この目的に沿って、医薬分業率の低い地域を重点開発地域として情報の収集を図り、より地域密着の開拓に努めてまいります。

また規模の拡大は単位当たりの管理コストの低減とともに、仕入に関し一定のバイイングパワー形成に寄与し、医薬品卸やその他業者との価格交渉を有利に運ぶメリットがあります。

### ② 変化への対応と質的向上

調剤薬局業界は医療法、健康保険法によって調剤技術料、薬価等が定められており、そのために隔年で実施される医療法の改正等の影響を受けます。また社会の変化につれて医療の質も時々刻々変化しており、薬剤師が常駐する調剤薬局に対するニーズも今後一層強まっていくことが予想されます。

当社グループは変化する社会のニーズを適確に捉え、そのニーズを積極的にサービスに反映させていく方針であり、現在は、顧客の満足度を高めるホスピタリティ（おもてなしの心と訳される顧客重視の考え方）の実践や今後の高齢化をにらんだ在宅医療への対応などを経営課題と考えております。またニーズに適切に対応するためには、最新の専門情報の収集、蓄積や薬剤師の質的向上が必要となります。当社は、従来から学術研究の充実に取り組み、薬学、医療事務等自主的研究を重ねるとともに、教育・研修に関する専門部署を設けて、人材育成のため研修制度の質的向上を図ってまいりました。こうした地道な取り組み姿勢が質の高い薬剤師の確保につながるものと考えております。

### ③ リスク管理の徹底

#### イ. 調剤過誤への対応

調剤薬局は医療機関であり、薬剤の調剤は患者の生命、健康に関わる業務です。特に調剤過誤は、健康を損なうおそれがあり、徹底的に防止することが調剤薬局の使命であると認識しております。当社では過誤のリスクを管理するため、委員会組織を設けて過誤の防止に取り組んでおります。現場の店舗では「過誤防止検討会」を開催して、過誤、インシデント（調剤の過程で起こる何らかの間違い）の事例研究を行い、本部では「過誤防止委員会」が、各店の報告に基づいて全社レベルでの状況を把握し、対策を検討した上で対応を指導しております。過誤

が発生した場合には、適正かつ迅速に対応するため「調剤過誤判定委員会」が過誤のレベルを判定し、重大な過誤が発生した場合には、「過誤対策委員会」が組織的かつ迅速に対応を決定し指示しております。

このように当社では調剤過誤を防止するため、現場から本部まで連携の組織を設け、重層的な組織対応で防止に取り組んでおります。

#### ロ. 個人情報保護への対応

当社グループのような調剤薬局チェーンは、膨大かつ重要な個人情報を取り扱っております。当社グループでは個人情報の保護を徹底するため、1. 組織・体制の整備、2. 人的対策、3. 物理的対策、4. 技術的対策という4つの側面から対策を講じております。

組織・体制の整備として「個人情報保護委員会」を設け、すべての部門に個人情報管理責任者を配置しております。人的対策としては、研修実施の他、実務レベルでのマニュアルを作成し、現場保管を義務付けております。このマニュアルの実施状況については随時内部監査・統制室が監査を実施し、随時フォローを行っております。また、その他全従業員から「個人情報保護に関する誓約書」を徴求して個人情報に対する意識を啓蒙しております。さらに物理的対策としては、入退室管理方法の徹底、情報廃棄方法のルール化等を行い、技術的対策としては、電子データの管理方法の徹底、暗号化等を行っております。

このように当社グループでは個人情報漏洩を防止するため、体系的かつ網羅的に対策を講じ、随時管理の精度向上に努めております。

#### ④ オペレーションの効率化

広範な地域で多店舗展開を営む事業形態にあつては、店舗のオペレーションの効率化は必須の経営課題であり、これをIT化等の投資によって推進できることが、大企業の優位性であります。また規制が多く、収益確保に制約の多い調剤薬局事業においては、オペレーションの効率化が個別の店舗の採算確保の基礎であります。

こうした認識のもと、当社は店舗における煩雑な業務のオペレーションを常に見直し、効率化すると同時に、業務のIT化等も推進して、店舗の運営コスト低減に努めております。

#### ⑤ 後発（ジェネリック）医薬品への対応

後発（ジェネリック）医薬品の強力な普及推進が国策として促されております。当社は、内部研究機関である「ファーマライズ医薬情報研究所」を中心に信頼のおける後発医薬品の選定を行い、患者及び病院、クリニック等の医療機関の要望に極力対応できる体制の整備に努めております。

#### ⑥ コンプライアンスへの取り組み

当社では、コンプライアンスの認識不足に起因する不祥事の発生を根絶するために、平成22年7月にコンプライアンス委員会を設置いたしました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス計画を策定し、役職員に対するコンプライアンス意識の啓蒙・教育活動に徹底的に努めてまいります。

#### ⑦ 内部統制システムの強化

当社グループにおいて、内部統制システムの構築は最重要事項の一つと認識しております。当社では、内部監査・統制室を設置し、コーポレートガバナンスを担う各機関との連携を密にすることで、店舗やグループ企業の拡大にも柔軟に対応できる体制を構築するべく鋭意努めております。

#### ⑧ 業務とグループ組織構造の見直しによる収益構造の改善

わが国では高齢者人口の増加に伴い国民医療費は増加傾向にあります。一方で薬価改定や後発医薬品使用促進強化等により、市場成長率の鈍化傾向が予想されております。また処方せん枚数も伸長していく見込みではありますが、薬価改定や調剤報酬の抑制による処方せん単価の下落により、適切な対策なしでは利益率の漸減傾向は回避できないものと予想しております。

このような事業環境下においても適正な利益水準を確保していくために、業務オペレーションとグループ組織構造の見直しを進めてまいります。具体的には、店舗業務のみならず本部業務のオペレーションも棚卸しを実施し、抜本的な見直しを行ったうえで対象となる作業の自動化・効率化を図ることにより、コストの削減に取り組んでまいります。またグループ形態を変革し、役割分担やコストの見直しをしていくことで販売管理費の削減にも努めてまいります。

### ⑨ サステナビリティに対する取組み

当社グループは、薬物療法のプロフェッショナルとして地域医療への積極的な取り組みを通じて地域社会に貢献することを使命としております。そのためにも長期的に成長していくことが不可欠であり、環境・社会・経済などを将来にわたって適切に維持・発展させていくための持続可能性（サステナビリティ）を重視・配慮した経営をしていくべきであると考えております。こうした考えから、サステナビリティ委員会を新設するとともに、「環境」「社会」「ガバナンス」など、いわゆるESGに関する取組み等の強化を図ってまいります。

### ⑩ デジタルトランスフォーメーションに対する取組み

オンライン服薬指導、オンライン資格確認の導入、及び2022年夏頃からの電子処方せんの運用開始など、医療を取り巻くデジタルトランスフォーメーションは加速しております。当社グループは、これら外部環境の変化に適応するため、本年6月にDX推進部を設置いたしました。IT技術を活用した働き方の見直しや各部門を一気通貫するシステム運用等、社内業務の効率化に止まらず、デジタルトランスフォーメーションを強化し、次世代薬局の構築に向けても取り組んでまいります。

当社グループが対処すべき課題として認識している事項は以上であります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の名等（令和3年5月31日現在）

| 氏名     | 地位及び担当       | 重要な兼職の状況                                                                        |
|--------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 大野 利美知 | 代表取締役会長（CEO） | ファーマライズ(株)取締役会長<br>(株)ミュートス取締役<br>(株)ヘルシーワーク取締役                                 |
| 大野 小夜子 | 取締役副会長       | ファーマライズ(株)取締役<br>(株)レイケアセンター取締役                                                 |
| 秋山 昌之  | 代表取締役社長（COO） | ファーマライズ(株)取締役<br>(株)寿データバンク取締役<br>(株)ケミスト取締役<br>(株)ヘルシーワーク取締役<br>(有)サン・メディカル取締役 |
| 松浦 恵子  | 専務取締役        | ファーマライズ(株)代表取締役社長                                                               |
| 沼田 豊   | 取締役          | (株)ミュートス取締役<br>(株)メディカルフロント取締役<br>(株)ウィーク取締役<br>ポケットファーマシー販売(株)取締役              |
| 菅野 洋   | 取締役          | －                                                                               |
| 渡邊 則夫  | 取締役          | (株)遠興取締役会長                                                                      |
| 多田 宏   | 取締役          | タスマン(株)代表取締役社長                                                                  |
| 戸田 一誠  | 取締役          | 公益財団法人立正育英会 評議員<br>東京商工会議所練馬支部 評議員<br>同商工会議所同支部 サービス・情報産業分科会長                   |
| 原 知己   | 取締役          | ディップソール(株)代表取締役会長<br>東栄産業(株)代表取締役社長<br>ユナイテッドソリューションズ(株)代表取締役社長                 |
| 中西 雅也  | 取締役          | ディップソール(株)取締役<br>ユナイテッドソリューションズ(株)取締役<br>FCM(株)取締役                              |

| 氏名    | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                                |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小高 芳夫 | 常勤監査役  | ファーマライズ(株)監査役<br>(株)レイケアセンター監査役<br>(株)寿データバンク監査役<br>(株)ミューツス監査役<br>(株)ケミスト監査役<br>(株)メディカルフロント監査役<br>(株)ヘルシーワーク監査役<br>(株)ウィーク監査役<br>(有)サン・メディカル監査役<br>ポケットファーマシー販売(株)監査役 |
| 榎本 孝之 | 監査役    | 榎本公認会計士事務所 公認会計士                                                                                                                                                        |
| 園部 経夫 | 監査役    | (株)タカゾノテクノロジー取締役<br>(株)タカゾノ代表取締役会長<br>商工組合 日本医療機器協会 理事                                                                                                                  |

- (注) 1. 渡邊則夫、多田宏、戸田一誠、原知己及び中西雅也の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 榎本孝之及び園部経夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 榎本孝之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、いずれの役員とも個別の責任限定契約を締結しておりません。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、令和2年9月以降の取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役、取締役の業務執行を監査する監査役および社外監査役には、基本報酬（定額報酬）のみを支払う方針としています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬は、基本報酬のほか、非金銭報酬（譲渡制限付株式割当報酬）により構成し、役職位が上位となるに従い非金銭報酬の割合が多くなるよう、一定の算式に基づき基準額を決定する。業績連動報酬は、これを支給しない。

##### ロ. 上記イ. の報酬等の額又は非金銭報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は社外役員を交えて構成される指名・報酬委員会において審議したうえで決定する。委員構成は社外役員（社外監査役を含む）を過半数とする。

##### ハ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、役職別に、経営姿勢・業績・在職年数等を勘案のうえ、決定するものとする。ただし、会社の業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合等、特別な事情がある場合は、株主総会の承認を得ることで、役員賞与を支給することがある。株主総会へ提出する役員賞与の金額等は、当該期間の各役員の業績への寄与度を勘案して決定する。なお、株主総会への議案の提出に際しては、支給を行う特別な理由（事情）や金額の計算根拠等、株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう配慮することとする。



## ② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として、令和2年8月26日開催の当社第34期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度であります。当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として年額65百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間（ただし、当該期間中に、割当対象取締役（以下、「対象取締役」という。）が当社の取締役の地位から当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合には、本給付期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が当社の取締役の地位から任期満了若しくは定年その他当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合はその相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限は解除されます。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 186<br>(2)      | 157<br>(2)      | —<br>(—)    | 29<br>(—)  | 10<br>(3)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10<br>(1)       | 10<br>(1)       | —           | —          | 4<br>(3)              |

- (注) 1. 上記報酬等の額には、令和2年8月26日開催の第34期定時株主総会において譲渡制限付株式割当てのための報酬決定について、取締役6人に対し年額65百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、取締役6人に対し年額5億円以内（ただし、使用人部分は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、監査役3人に対し年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 原知己氏及び中西雅也氏の2名は無報酬のため、支給人数より除いて記載しております。
5. 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役 渡邊則夫氏は株式会社遠興の取締役会長を兼任しており、同社は当社と資本関係があり、かつ当社子会社と取引関係にあります。
- ・社外取締役 多田宏氏はタスマン株式会社の代表取締役社長を兼任しております。同社と当社には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 戸田一誠氏は公益財団法人立正育英会の評議員、東京商工会議所練馬支部の評議員及び同商工会議所同支部サービス・情報産業分科会の会長を兼任しております。同法人及び同商工会議所と当社には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 原知己氏はディップソール株式会社の代表取締役会長、東栄産業株式会社の代表取締役社長及びユナイテッドソリューションズ株式会社の代表取締役社長を兼任しております。3社と当社には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 中西雅也氏はディップソール株式会社の取締役、ユナイテッドソリューションズ株式会社の取締役及びFCM株式会社の取締役を兼任しております。3社と当社には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 榎本孝之氏は榎本公認会計士事務所の公認会計士を兼任しております。同事務所と当社には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 園部経夫氏は株式会社タカゾノテクノロジーの取締役、株式会社タカゾノの代表取締役会長及び商工組合 日本医療機器協会の理事を兼任しております。2社及び同商工組合と当社には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名   | 地位  | 主な活動内容および期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                              |
|------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 渡邊則夫 | 取締役 | 当事業年度の取締役会(書面開催を除く)14回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識から企業経営全般に係る意見を適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。                      |
| 多田 宏 | 取締役 | 当事業年度の取締役会(書面開催を除く)14回のうち12回に出席し、経営者及び教育者としての経験・知見から労務や企業財務に関する意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。                    |
| 戸田一誠 | 取締役 | 取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会(書面開催を除く)10回のうち9回に出席し、宗教法人の住職及び公益財団法人の評議員としての豊富な経験や高い倫理的観点から適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。    |
| 原 知己 | 取締役 | 当事業年度の取締役会(書面開催を除く)14回のうち13回に出席し、多くの企業における経営者としての事業改善の実績と高い見識から資本政策に係る意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。             |
| 中西雅也 | 取締役 | 当事業年度の取締役会(書面開催を除く)14回のうち14回に出席し、多くの企業における経営者としての事業改善の実績と高い見識から経理財務に関する意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。            |
| 榎本孝之 | 監査役 | 当事業年度の取締役会(書面開催を除く)14回のうち13回、監査役会15回のうち14回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と高い専門知識から主に税務・会計に関して適宜発言し、意思決定の過程や業務執行状況の適切な監査に貢献しております。     |
| 園部経夫 | 監査役 | 監査役就任後に開催された当事業年度の取締役会(書面開催を除く)10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席し、経営者として培われた幅広く高度な知見と豊富な経験から適宜発言し、意思決定の過程や業務執行状況の適切な監査に貢献しております。 |

#### (6) 当事業年度中における辞任した会社役員の状況

令和2年8月26日付けで、戸田一誠氏は監査役を辞任しております。

#### (7) 前各号に掲げるもののほか会社役員に関する重要な事実

- ① 令和2年8月26日開催の第34期定時株主総会において、菅野洋及び戸田一誠の両氏が取締役、園部経夫氏が監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
- ② 多田宏、戸田一誠、榎本孝之及び園部経夫の4氏は、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 当事業年度における監査報酬等の額                | 40百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度における監査報酬の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

#### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討し、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

#### (4) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

#### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、

独立性及び専門性などが適切であるかを総合的に勘案し、必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

#### 4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

##### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）構築の基本方針を定めております。

##### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、当社及び子会社役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、内部統制部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、コンプライアンス規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会を中心に役職員教育等を行う。

内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。

これら活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されるものとする。法律上疑義のある行為等について当社及び子会社従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス受付窓口を外部機関である法律事務所に設置し運営する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、稟議規程及び文書管理規程等に従い、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。

取締役及び監査役は、稟議規程及び文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部統制部門が行い、子会社、店舗などにあっては事業会社統括部門が行うものとする。

新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項を審議するとともに、当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議決定し、当社及び子会社の業務執行を監督する。また取締役及び社員が共有する全社的な目標を定める。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う担当取締役及び部門の長を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、内部統制部門長はこれらを横断的に推進し、管理する。

事業会社統括部門は関係会社管理規程に従い子会社の統括的な管理を行い、管理部門はその会計状況を定期的に監督する。また、内部監査は、子会社に対しても実施する。

なお、子会社の代表取締役は、原則四半期毎に当社に対して営業報告を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、要請があれば当該監査役に係る業務に優先的に従事し、その命令に関して、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社並びに子会社の取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響をおよぼす事実を発見した場合は、すみやかに監査役へ報告する体制とする。また、内部監査部門は、定期的及び随時、監査役と会合を実施し、内部監査の実施状況等を監査役へ報告する体制とする。

なお、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じてその他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人または子会社の取締役等にその説明を求める。

なお、監査費用については、監査役の請求に従い会社が負担する。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社の各部門及び子会社は、内部統制部門のもとに、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢で臨み、組織的に対応する。

当社は、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時、対応部門を総務部門とし警察等関連機関とも連携して対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「企業倫理規程」や「コンプライアンス規程」等の諸規程、規則並びにガイドラインの策定及び「コンプライアンス受付窓口」の設置等を行っており、業務の適正を確保するための体制は整備されております。また、第30期に「コンプライアンス受付窓口」が外部機関に委託され、実効性がより強化された内部通報制度が運用されております。また、金融商品取引法における内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制が整備されております。

諸規則の遵守や業務プロセスの適正な実施等については、第35期内部監査基本計画に基づき、当社及び子会社について当社内部監査・統制室がレビューしており、適正に運用されております。

リスク管理については、担当部署毎による対応を基本とする体制をとっておりますが、対応状況については、当社取締役会でフォローされております。

子会社の事業の状況については、当社から派遣している取締役が出席する子会社の取締役会においても同様の体制が整備され運用が行われております。

## 5. 株式に関する事項

### (1) 当事業年度末日における大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                       | 所有する株式数（株） | 持 株 比 率（%） |
|-----------------------------|------------|------------|
| (株) ビ ッ ク フ ィ ー ル ド         | 3,015,000  | 32.4       |
| 中 北 薬 品 (株)                 | 396,000    | 4.3        |
| (株) バ イ タ ル ネ ッ ト           | 396,000    | 4.3        |
| (株) ほ く や く                 | 396,000    | 4.3        |
| ファーマライズ従業員持株会               | 357,800    | 3.8        |
| 大 野 小 夜 子                   | 287,780    | 3.1        |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)           | 274,400    | 3.0        |
| ヒ グ チ 産 業 (株)               | 214,500    | 2.3        |
| A G 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 182,400    | 2.0        |
| 大 野 利 美 知                   | 174,900    | 1.9        |

(注) 持株比率は、自己株式（317,800株）を控除して計算し、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

### (2) その他株式に関する事項

|            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 31,398,000株 |
| ② 発行済株式総数  | 9,615,515株  |
| ③ 保有自己株式数  | 317,800株    |
| ④ 株主数      | 10,076名     |



## 6. 新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

| 名称               | 第1回株式報酬型<br>新株予約権            | 第2回株式報酬型<br>新株予約権            | 第3回株式報酬型<br>新株予約権            | 第4回株式報酬型<br>新株予約権            |
|------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日            | 平成25年8月27日                   | 平成26年8月26日                   | 平成27年8月25日                   | 平成28年8月25日                   |
| 区分               | 取締役                          | 取締役                          | 取締役                          | 取締役                          |
| 保有者数             | 2名                           | 2名                           | 2名                           | 2名                           |
| 目的となる株式の数        | 47,390株                      | 69,810株                      | 56,750株                      | 74,290株                      |
| 目的となる株式の種類       | 普通株式                         | 普通株式                         | 普通株式                         | 普通株式                         |
| 新株予約権の1個当たりの払込金額 | 5,619円                       | 4,120円                       | 4,300円                       | 3,690円                       |
| 権利行使時1株当たりの行使価格  | 1円                           | 1円                           | 1円                           | 1円                           |
| 権利行使期間           | 平成25年9月27日から<br>令和25年9月26日まで | 平成26年9月30日から<br>令和26年9月29日まで | 平成27年9月16日から<br>令和27年9月15日まで | 平成28年9月15日から<br>令和28年9月14日まで |

| 名称               | 第5回株式報酬型<br>新株予約権            | 第6回株式報酬型<br>新株予約権            | 第7回株式報酬型<br>新株予約権           |
|------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 発行決議日            | 平成29年8月24日                   | 平成30年8月28日                   | 令和元年8月28日                   |
| 区分               | 取締役                          | 取締役                          | 取締役                         |
| 保有者数             | 2名                           | 5名                           | 5名                          |
| 目的となる株式の数        | 60,520株                      | 78,570株                      | 78,390株                     |
| 目的となる株式の種類       | 普通株式                         | 普通株式                         | 普通株式                        |
| 新株予約権の1個当たりの払込金額 | 4,310円                       | 4,980円                       | 4,610円                      |
| 権利行使時1株当たりの行使価格  | 1円                           | 1円                           | 1円                          |
| 権利行使期間           | 平成29年9月15日から<br>令和29年9月14日まで | 平成30年9月19日から<br>令和30年9月18日まで | 令和元年9月18日から<br>令和31年9月17日まで |

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。  
 2. 上記の払込金額については、新株予約権者に対して、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。  
 3. 権利行使の詳細な条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。  
 4. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、10株であります。

## (2) 当事業年度中において当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成30年11月8日開催の取締役会決議に基づき、アスパラントグループ株式会社（東京都港区赤坂二丁目23番1号）が運営・管理するAG2号投資事業有限責任組合（東京都港区赤坂二丁目23番1号）に対して、以下のとおり、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を行いました。

|                                        | 第1回無担保転換社債型<br>新株予約権付社債                                               |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                  | 平成30年11月8日                                                            |
| 新株予約権の数（個）                             | 13                                                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 2,600,000                                                             |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円/株）                    | 570                                                                   |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成30年11月26日（西暦2018年11月26日）<br>～令和5年11月25日（西暦2023年11月25日）              |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格1株当たり285<br>資本組入額1株当たり285                                         |
| 新株予約権の行使の条件                            | 本新株予約権の一部行使はできないものとする。                                                |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び同条第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。 |
| 新株予約権付社債の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額        | 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。     |
| 新株予約権付社債の残高（百万円）                       | 1,482                                                                 |

※新株予約権付社債の発行時（平成30年11月26日）における内容を記載しております。

## 連結貸借対照表

(令和3年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額           | 科 目                        | 金 額           |
|----------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>       |               | <b>負 債 の 部</b>             |               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>10,546</b> | <b>流 動 負 債</b>             | <b>9,392</b>  |
| 現金及び預金               | 4,604         | 買掛金                        | 4,609         |
| 売掛金                  | 936           | 1年内償還予定の社債                 | 27            |
| 商品及び製品               | 2,512         | 1年内返済予定の長期借入金              | 2,538         |
| 原材料及び貯蔵品             | 75            | リース債務                      | 254           |
| 未収入金                 | 2,159         | 未払費用                       | 652           |
| その他                  | 267           | 未払法人税等                     | 573           |
| 貸倒引当金                | △10           | 賞与引当金                      | 47            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>14,175</b> | 店舗閉鎖損失引当金                  | 47            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>6,434</b>  | その他                        | 642           |
| 建物及び構築物              | 3,125         | <b>固 定 負 債</b>             | <b>9,000</b>  |
| 機械装置及び運搬具            | 13            | 社債                         | 1,482         |
| 工具、器具及び備品            | 187           | 長期借入金                      | 5,950         |
| 土地                   | 2,607         | リース債務                      | 446           |
| リース資産                | 319           | 退職給付に係る負債                  | 708           |
| 建設仮勘定                | 180           | 資産除去債務                     | 108           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>4,464</b>  | その他                        | 304           |
| のれん                  | 4,025         | <b>負 債 合 計</b>             | <b>18,392</b> |
| ソフトウェア               | 104           | <b>純 資 産 の 部</b>           |               |
| リース資産                | 293           | <b>株 主 資 本</b>             | <b>6,013</b>  |
| その他                  | 41            | 資本金                        | 1,251         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>3,276</b>  | 資本剰余金                      | 1,476         |
| 投資有価証券               | 61            | 利益剰余金                      | 3,494         |
| 長期貸付金                | 2             | 自己株式                       | △208          |
| 差入保証金                | 1,710         | <b>其 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>△1</b>     |
| 繰延税金資産               | 786           | その他有価証券評価差額金               | △0            |
| その他                  | 881           | 退職給付に係る調整累計額               | △0            |
| 貸倒引当金                | △164          | <b>新 株 予 約 権</b>           | <b>208</b>    |
| <b>繰 延 資 産</b>       | <b>2</b>      | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>       | <b>110</b>    |
| 社債発行費                | 2             | <b>純 資 産 合 計</b>           | <b>6,331</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>24,724</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>   | <b>24,724</b> |

# 連結損益計算書

(令和2年6月1日から令和3年5月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                  |  | 金 額 |        |
|----------------------|--|-----|--------|
| 売上高                  |  |     | 52,324 |
| 売上原価                 |  |     | 44,256 |
| 売上総利益                |  |     | 8,067  |
| 販売費及び一般管理費           |  |     | 6,821  |
| 営業利益                 |  |     | 1,246  |
| 営業外収入                |  |     |        |
| 受取利息                 |  | 1   |        |
| 受取配当金                |  | 1   |        |
| 物品売却益                |  | 60  |        |
| 受取賃貸料                |  | 23  |        |
| 新型コロナウイルス感染症による助成金収入 |  | 312 |        |
| その他                  |  | 48  |        |
| 営業外費用                |  |     | 448    |
| 支払利息                 |  | 75  |        |
| 休止固定資産費用             |  | 2   |        |
| 賃借原価                 |  | 5   |        |
| 新型コロナウイルス感染対策費用      |  | 280 |        |
| その他                  |  | 43  |        |
| 経常利益                 |  |     | 405    |
| 特別利益                 |  |     | 1,288  |
| 固定資産売却益              |  | 1   |        |
| 投資有価証券売却益            |  | 1   |        |
| 退職給付制度改革益            |  | 23  |        |
| 特別損失                 |  |     | 26     |
| 固定資産除却損              |  | 0   |        |
| 投資有価証券評価損            |  | 5   |        |
| 退職給付費用               |  | 55  |        |
| 減損損失                 |  | 51  |        |
| 税金等調整前当期純利益          |  |     | 112    |
| 法人税、住民税及び事業税         |  | 764 |        |
| 法人税等調整額              |  | 18  |        |
| 当期純利益                |  |     | 1,202  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失      |  |     | 782    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |  |     | 419    |
|                      |  |     | 6      |
|                      |  |     | 426    |

## 貸借対照表

(令和3年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               | <b>負債の部</b>      |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,999</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>2,694</b>  |
| 現金及び預金          | 1,716         | 1年内償還予定の社債       | 27            |
| 貯蔵品             | 3             | 1年内返済予定の長期借入金    | 2,510         |
| 前払費用            | 35            | リース債務            | 81            |
| 短期貸付            | 70            | 未払金              | 50            |
| 未収金             | 176           | 未払費用             | 2             |
| その他当座預金         | 2             | 未払法人税等           | 1             |
| <b>固定資産</b>     | <b>12,866</b> | 未払消費税等           | 15            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>214</b>    | 預りの金他            | 4             |
| 建物              | 120           | <b>固定負債</b>      | <b>7,400</b>  |
| 構築物             | 0             | 社債               | 1,482         |
| 車両運搬具           | 0             | 長期借入金            | 5,689         |
| 工具、器具及び備品       | 9             | リース債務            | 218           |
| 土地              | 70            | その他              | 10            |
| リース資産           | 13            | <b>負債合計</b>      | <b>10,094</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>328</b>    | <b>純資産の部</b>     |               |
| ソフトウェア          | 68            | <b>株主資本</b>      | <b>4,564</b>  |
| リース資産           | 249           | 資本金              | 1,251         |
| その他             | 10            | 資本剰余金            | 1,483         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,324</b> | 資本準備金            | 1,198         |
| 投資有価証券          | 55            | その他資本剰余金         | 285           |
| 関係会社株式          | 11,427        | <b>利益剰余金</b>     | <b>2,038</b>  |
| 長期貸付金           | 251           | 利益準備金            | 3             |
| 保険積立金           | 383           | その他利益剰余金         | 2,035         |
| 繰延税金資産          | 49            | 繰越利益剰余金          | 2,035         |
| 差入保証金           | 144           | <b>自己株式</b>      | <b>△208</b>   |
| その他当座預金         | 108           | 新株予約権            | 208           |
| 繰延資産            | △95           | <b>純資産合計</b>     | <b>4,773</b>  |
| 繰延資産            | 2             | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>14,868</b> |
| 社債発行費           | 2             |                  |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,868</b> |                  |               |

# 損益計算書

(令和2年6月1日から令和3年5月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |       |
|--------------|-----|-------|
| 売上高          |     | 1,405 |
| 売上原価         |     | -     |
| 売上総利益        |     | 1,405 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 1,053 |
| 営業利益         |     | 352   |
| 営業外収益        |     |       |
| 受取利息         | 1   |       |
| 受取配当金        | 133 |       |
| その他          | 15  | 150   |
| 営業外費用        |     |       |
| 支払利息         | 47  |       |
| 社債利息         | 3   |       |
| その他          | 24  | 74    |
| 経常利益         |     | 428   |
| 特別損失         |     |       |
| 投資有価証券評価損    | 5   | 5     |
| 税引前当期純利益     |     | 423   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 0   |       |
| 法人税等調整額      | 103 | 103   |
| 当期純利益        |     | 320   |

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和3年7月26日

ファーマライズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 篠田 友彦 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファーマライズホールディングス株式会社の令和2年6月1日から令和3年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和3年7月26日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鶴見 寛 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 篠田 友彦 ㊞ |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファーマライズホールディングス株式会社の令和2年6月1日から令和3年5月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査・統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年7月26日

ファーマライズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小高 芳夫 ㊟

監査役  
(社外監査役) 榎本 孝之 ㊟

監査役  
(社外監査役) 園部 経夫 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金処分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置付け、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、第35期につきましては、以下の通りとしたいと存じます。

## 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき14円 総額130,168,010円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和3年8月27日

## 第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年8月5日開催の第20回定時株主総会で取締役の報酬等の額を年額500百万円以内（ただし、使用人部分は含まない。）として、また令和2年8月26日開催の当社第34期定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額65百万円以内として、それぞれご承認をいただいております。

このたび、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への人材の確保、貢献意欲を従来以上に高めるため、また当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して、本制度の内容を一部改定することについてご了承をお願いするものであります。

なお、現在の当社の取締役は11名（うち社外取締役5名）であります。

また、本議案は取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会において審議した結果に基づいて行っております。

### 記

① 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、割り当てる譲渡制限付株式報酬の額

年額 65百万円（現行）

年額 200百万円（改定後）

② 譲渡制限付株式の総数（各事業年度毎の上限）

200,000株（現行）

550,000株（改定後）

以 上



# 株主総会会場ご案内図

## 住友不動産新宿グランドタワー 5階 ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター

東京都新宿区西新宿 8丁目17番1号

TEL.03-3362-4792

- 交通「西新宿駅」1番出口より徒歩3分（丸ノ内線）
  - 「都庁前駅」E4出口より徒歩7分（大江戸線）
  - 「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分（大江戸線）
  - 「新宿駅」西口より徒歩15分（JR線・丸ノ内線・大江戸線等）
- （お車でのご来場はご遠慮ください）

